

鹿児島工業高等専門学校国際交流基金規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に鹿児島工業高等専門学校国際交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第2条 基金は、本校における学生の海外派遣の推進に資するとともに、本校の国際交流の一層の進展を図り、もって教育・研究の振興に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の資金及びその資金から生じる果実をもって充てる。

- (1) 周年記念事業に伴う寄附金
- (2) 前条の目的に賛同する個人又は団体からの基金設立後の寄附金

(事業内容)

第4条 第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の海外派遣に必要な経費に対する助成
- (2) 外国の大学等と締結した学術交流協定に基づく交流に必要な経費に対する助成
- (3) その他、本校の国際交流を促進するために必要な経費に対する助成

(事業の実施等)

第5条 前条に規定する事業の実施、運用等に関する事項は、国際交流委員会において審議し、校長が決定する。

(実施事業の公開)

第6条 前年度に実施した事業内容等については、その翌年度に速やかに公表するものとする。

(経理)

第7条 基金の経理は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則、独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則、独立行政法人国立高等専門学校機構出納事務取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則の定めるところにより取り扱うものとする。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年9月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月9日から施行する。